

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古殿町は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県古殿町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	市町村は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民の異動届（転入、転出、社加、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 2 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 3 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 4 世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 5 世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 6 被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム」という。）と連携する。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等を行う。 保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。 公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込（被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム（デジタル庁）から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施）を行う。
③システムの名称	1 宛名システム 2 国民健康保険システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 国保総合（国保集約）システム（※） ※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の24、44の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48、69、70、71、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民税務課
②所属長の役職名	住民税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 住民税務課 0247-53-4618
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	評価書名	国民健康保険に関する事務	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年3月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	古殿町は国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	古殿町は、国民健康保険に関する事務の執行に当たり、特定個人情報ファイルを取り扱うことにおける、漏えいその他の事態を発生させるリスクを十分認識し、そのリスク軽減のための適切な措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言	事後	
令和5年3月13日	I-1②事務の概要	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険税(料)の課税事務(以下を参照)のことを指す。 【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。 【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取り纏めを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。 【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減、減免の申請に	国民健康保険事務とは地方税法、国民健康保険法、六ヶ所村国民健康保険税条例、六ヶ所村国民健康保険条例並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき実施する以下の事務を指す。 【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。 【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取りまとめを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。 【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。	事後	
令和5年3月13日	I-1②事務の概要	国民健康保険事務とは国民健康保険法に基づき、被保険者が納める国民健康保険税(料)の課税事務(以下を参照)のことを指す。 【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。 【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取り纏めを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。 【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に被保険者の異動、所得情報や資産情報の変更、各種軽減、減免の申請に	国民健康保険事務とは地方税法、国民健康保険法、六ヶ所村国民健康保険税条例、六ヶ所村国民健康保険条例並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき実施する以下の事務を指す。 【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。 【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取りまとめを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。 【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。	事後	
令和5年3月13日	I-1③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	(1)宛名システム (2)国民健康保険システム (3)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (4)中間サーバ (5)国保総合(国保集約)システム(※) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第一項番30 ・国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 以上の法令上の根拠より、国民健康保険(料)業務において個人番号を利用する。	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・ 番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の第16項、第30項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) ・ 別表第一省令第16条、第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	事後	
令和5年3月13日	I-4①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和5年3月13日	I-4②法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ○別表第二(第27、42、43、44、45の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20、25、25条の2、26条) (別表第二における情報提供の根拠) ○別表第二(第1、2、3、4、6、42、43、46、80の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、4、6、25、25の2、43条) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和5年3月13日	I-5①部署	住民税務課	古殿町役場 住民税務課	事後	
令和5年3月13日	I-5②所属長の役職名	住民税務課長 佐川 良子	住民税務課長	事後	
令和5年3月13日	I-7請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	事後	
令和5年3月13日	I-8連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31 古殿町役場 住民税務課 0247-53-4618	事後	
令和6年3月1日	I-1. ② 事務の概要	国民健康保険事務とは地方税法、国民健康保険法、六ヶ所村国民健康保険税条例、六ヶ所村国民健康保険条例並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき実施する以下の事務を指す。 【資格異動受付事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定を実施する。 ①被保険者から申請された異動情報をシステムに登録する。 ②被保険者から申請された情報に応じて、被保険者へ証(保険証、高齢証、減額認定証など)を送付する。 【転入者の所得情報把握事務】 当初賦課処理で必要となる所得情報の取りまとめを実施する。 ①1月2日以降に転入した対象者の所得情報を把握するため、1月1日時点で被保険者が存在した自治体に所得照会書を送付し、所得の把握を実施する。 ②所得不明者の所得情報を把握するため、簡易申告書を送付し、所得の把握を実施する。 【当初賦課決定事務】 世帯内の被保険者における所得、資産情報等を基に賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①当初賦課税額決定 ②納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 (省略)	市町村は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民の異動届(転入、転出、社加、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 2 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 3 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 4 世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 5 世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 6 被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号法の別表第二に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を中期国民健康保険システムおよび国民健康保険	事後	重要な変更にあたらないため(評価書見直し作業による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I-1. ③ システムの名称	(1) 宛名システム (2) 国民健康保険システム (3) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (4) 中間サーバー (5) 国保総合(国保集約)システム(※) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	1 宛名システム 2 国民健康保険システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 国保総合(国保集約)システム(※) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-3 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-4. ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ○別表第二(第27、42、43、44、45の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20、25、25条の2、26条)(別表第二における情報提供の根拠) ○別表第二(第1、2、3、4、6、42、43、46、80の項) ○別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1、2、3、4、6、25、25の2、43条) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、121の項	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和7年3月1日	I-1. ②事務の概要	(省略) 番号法の別表第二に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)と連携する。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等を行う。 保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。 公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込(被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施)を行う。	(省略) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)と連携する。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等を行う。 保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。 公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込(被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム(デジタル庁)から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施)を行う。	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の24、44の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、121の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48、69、70、71、160の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-5. ①部署	古殿町役場 住民税務課	住民税務課	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)